

・測量業者、土質調査業者、建設コンサルタント等の資格
を定める場合の総合点数の算定要領について

(平16.7.1付34-6)

総務人事等担当理事
経理資金担当理事 から 募集販売本部長 あて
各支社長
各地域支社長

改正 平成16年7月16日(イ)
令和3年2月12日(ロ)

標記について、別紙のとおり要領を定めたので、通知する。
この通達は、平成16年7月1日から施行する。

以 上

別紙

測量業者、土質調査業者、建設コンサルタント等の資格を定める場合の総合点数の算定要領

第1 総則

「測量業者、土質調査業者、建設コンサルタント等登録要領について」（平16. 7. 1付34-5。以下「登録要領」という。）第8の2の総合点数の算定については、この要領に定めるところによるものとする。

第2 総合点数

登録要領第8の2の総合点数は、次の(1)から(5)までに定めるところにより算定するものとする。

- (1) 登録要領第8の2の(1)に掲げる項目（以下「年間平均実績高」という。）の点数は、年間平均実績高の金額に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。
- (2) 登録要領第8の2の(2)に掲げる項目（以下「自己資本額」という。）の点数は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値（別表2において「自己資本額数値」という。）に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数とする。
- (3) 登録要領第8の2の(3)に掲げる項目の点数は、別表3の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の有資格者の欄の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表4において「合計数値」という。）に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。
- (4) 登録要領第8の2の(4)に掲げる項目（以下「営業年数」という。）の点数は、営業年数に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。
- (5) 総合点数は、次の算式によって計算した値とする。

算式

$$3 \times A + B + 5 \times C + D$$

この式においてA、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：(1)の規定による点数

B：(2)の規定による点数

C：(3)の規定による点数

D：(4)の規定による点数

以 上

別表 1

年間平均実績高	点数
20 億円以上	30
10 億円以上 20 億円未満	25
5 億円以上 10 億円未満	20
1 億円以上 5 億円未満	15
1 億円未満	10

別表 2

自己資本額数値	点数
10 以上	30
5 以上 10 未満	20
5 未満	10

別表 3 (イ) (ロ)

業種区分	有 資 格 者	
測 量	<ul style="list-style-type: none"> ・測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者（以下「測量士」という。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けているものを除く。以下「測量士補」という。）
土質調査	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
建築設計	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けている者（以下「1級建築士」という。） ・建築士法第20条第3項に規定する建築設備に関する知識及び技能に係る資格を有する者（以下「建築設備士」という。） ・技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気・電子部門、機械部門又は衛生工学部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士を除く。以下「2級建築士」という。） ・電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状の交付を受けている者 ・一般財団法人建築技術教育普及センターの付与するインテリアプランナーの資格を有し、登録を受けている者（以下「インテリアプランナー」という。） ・公益社団法人日本建築積算協会の付与する建築積算士の資格を有し、登録を受けている者（以下「建築積算士」という。） ・建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の電気工事施工管理、1級の電気通信工事施工管理又は1級の管工事施工管理とするものに合格した者 ・消防法（昭和23年法律第186号）による消防設備士（甲種）の免状の交付を受けている者

業種区分	有 資 格 者	
建築監理	同上	同上（ただし、インテリアプランナー及び建築積算士を除き、建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者を含む。）
土木設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級建築士 ・ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、農業部門、森林部門又は環境部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の造園施工管理とするものに合格した者 ・ 一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者（以下「RCCM」という。） ・ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理士技術検定に合格した者（以下「土地区画整理士」という。）
土木監理	同上（ただし、1級建築士を除く。）	同上（ただし、土地区画整理士を除き、建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格した者を含む。）
補 償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級建築士 ・ 測量士 ・ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、農業部門又森林部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2級建築士 ・ 測量士補 ・ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者（以下「不動産鑑定士」という。） ・ 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者 ・ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者 ・ 土地区画整理士

業種区分	有 資 格 者	
調 査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級建築士 ・ 測量士 ・ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門又は森林部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者 ・ 不動産鑑定士 ・ R C C M ・ 土地区画整理士 ・ 一般社団法人再開発コーディネーター協会の付与する再開発プランナーの資格を有し、登録を受けている者

別表 4

合計数値	点数
1 1 0 ~	3 0
6 5 ~ 1 0 9	2 5
4 0 ~ 6 4	2 0
1 5 ~ 3 9	1 5
~ 1 5	1 0

別表 5

営業年数	点数
3 5 年以上	3 0
2 5 年以上 3 5 年未満	2 5
1 5 年以上 2 5 年未満	2 0
5 年以上 1 5 年未満	1 5
5 年未満	1 0